

大坪会計ニュース

編集発行人 税 理 士 大 坪 利 郎

〒555-0001 大阪市西淀川区佃1-23-17 TEL 06(6473)5901代 FAX 06(6474)2816

もみじ

11 (霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

水

木

숲

6

7

8

20

21

22

23

11月の税務と労務

国 税/10月分源泉所得税の納付 11月11日

国 税 所得税予定納税額の減額承 認申請 11月15日

国 税/所得税予定納税額第2期分 の納付 12月2日

国 税/9月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 12月2日

国 税/12月、3月、6月決算法人の 消費税等の中間申告

(年3回の場合) 12月2日

国 税/3月決算法人の中間申告 12月2日

国 税/個人事業者の消費税等の中 間申告

(年3回の場合)12月2日 地方税/個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

※税を考える週間 11月11日~11月17日

ワンボイント 個人番号カードと通知カード

マイナンバー制度では、平成27年10月に個人番号と住所・氏名・ 生年月日・性別が記載された紙製の「通知カード」が郵送で送られ、 28年1月から申請によりICチップを埋め込んだ顔写真付きの「個 人番号カード」が市区町村で交付されます。通知カード単体では 本人確認はできず、制度の利用には運転免許証等が必要です。

できない

業者ができる行為

十が置るの税正 月こ法行たのな 一の一為め円転 る行為の是正等に思めための消費税のに 税の円滑かつ適正な 法」(転嫁対策特 H 円滑かつ適正な転嫁の確保転嫁ができるように、「消費税の円滑・適年四月からの消費税率引き 春 自が注意すべきボノ から施行されて に成立し、 から の転嫁を阻害する状態の一番では、一消費税の円滑・適の指費税率引き 関する 別措 すでに本年 イント 上げに際 います。 置法 特 別措

で平 効力を失います。 為費 の税 禁の 止転嫁 0

成二十九年三月三十なお、転嫁対策特別措

H

限

嫁対策特別措置法

は h

理してみました。

1 1 その立 7 1 ケット 出場を利 等 用 0 して 大型

は

役

務

の対

価

0

額

を

(1)る減 行額 が圧 認の納 〈特定事業 人 法律の対象となる事 為が規定されています。や買いたたき等、禁止さ 迫されてしまいます。 の円 引き上 滑な転 納入業者の 嫁のため、 禁止され 品 0 転 価 経営を 嫁格

① 大規模小売事業者 ② 特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人である事業者 〈特定供給事業者〉 〈特定供給事業者〉

であ 業者 資 本金 業者の 額 が Ξ 億 円 以 F

(2) (3) 特個 人事事 業者等

①はいけま 満額 はいけま 定事業 減額・買いたたき が見、以下の行為を行 対し、以下の行為を行 がません。 給項 行 事 0 て業

後的に減額することによ品又は役務の対価の額を額・買いたたき 消 税 の転 嫁 を 拒 否 す

> 消て通 費低常 税く支 定払わ 転嫁るわれ 嫁を拒否するこれる対価に比べ

(2) 当な と引 は 費 換えに商品を購入させ、 税 役 益提 一務を利 0 制 転嫁 転嫁供 務 に応じること 用 0 0 強制 させること 応じること 用 強

(3) ・商品又は役務の対価に係る を渉において消費税抜き価格でのタイ 他との引 経済上の利益を提供さ換えに金銭・役務その

(1)

4 こと 報 復 行

為に該当する事実者が 益な取扱いを 停止するなど の数量を減じ 嫁拒否等の行為に対な取扱いをすること 止するなど、 心じたり、

31 (3) 委 特検 貝 定查 業者に対 導等 務大臣、 L て、 中 小企 公正 対す 業取 る

を行います が止又は是正す ると習べ 庁長官は、報告徴収、立入検査を行います。また、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行います。違反行為をもいあると認められるときは、ないのでは、報告徴収、立入検査 勧 とその他必要な措置をとるよう 告し 費税の適正な転嫁に応じるこ 、その旨が公表されます。 するために必要な 速やかに 遠反行

2 0 示消 の費 是正に関する特別措置、税の転嫁を阻害する表

(2) 事業者の遵定 事業者が消費 れの転嫁 発者の遵 り費旨 なります。 の税 宜 E 伝 関 や広 連 で広告を

する以

F

(1) Ø 表示を 嫁し 費 税は転嫁し 取引の相手は てい な 手方に 負 V しません」、 担 L 表示…「消費税を ません。 ・・・・ 一消 ・・・・ 一消 て ます

旨 図連を明 0) 費 取 表税引 示であ を対相 示しているもの…「消費税との 分 価 手 方 0 額が 引きします 負担す ずる べ

増税分3%値下げ 消費者庁

2

1

価

を表示

当示のに 表経税に イントを付与します であ の連利し って T Vi 取 0 た文

禁止

され

る表

示

7

0

%に では 二十日は全品五%割引セー 告でなければ禁止されることは あ ありません。たとえば、 税分を値引きする等の宣 一方、「消費税」 ません。 直ちに禁止されるも 四月一日から消費税率が八 いっても ののでは 伝や広 率が 一毎月 ル(な

特価 別格の 漫表示に関 ずる

| 育児子三・11 豊秋」といった

分三%値下げ」、「税率上げ

%還元セー

ル」など、

といった言葉を使って

の宣伝や広告を行うこ

費税分を値引きする

れる表言を含む

伝や広告

はない

表示全に

0

いては

から消費

かな場合でなければ、禁

示には該当し

ません。

禁止さ

h

に明

(3)

(2) 措 (1) 置 事 です。 価格 業者の事務負 制 度 0 0 表示に 趣旨 関す 担 E る 配 特別 虚し 措 た

せん(総額表示義務の特例場構じているとき) と誤認 置せ 表 事業者は、ア 示 心価格が税 ため 込 価 の特例措 0) が、税込 であ 主 3

表示価格が税込価格で あると誤認されないた めの措置

商品等の価格を税抜価 格のみで表示する場合、 例えば以下のような表示 が誤認防止措置に該当し

【税抜価格であることの明 示例】

- 〇〇〇円(税抜き)
- ○○円 (税抜価格)
- ○円 (税別) (3)
- ○円 (税別価格)
- ○○円 (本体) (5)
-)円(本体価格) (6)
- 〇円+税 (7)
- (8) ○○○円+消費税

税抜価格又は消費税の額を るときは、税込価格に併 3 適 するものとされます。 事 IE. な転 合に、 者 の消 費税 価 必要がある。 世

独占禁止

0

適用除外となり の決定などは、

捨五入等)

の方法

(切上

切

捨

て、

L

引 き上

分を

生じる端数

すの費 同表 行示 為の

6

れません。

自

1体を統 ただし、

い一する決定は、

(T)

ルがと たとされ 行う により、 公正 テルは、 転嫁力 取引 ます。 事委 独占禁止 n 菜 貝 テル 不者、 会に 及び表記は出 法の 適 0 用示団 るこ 方 法

税額分を上した。 決定に係る共同行為を転嫁カルテル(転嫁 がそれぞれ自 する決定 に消費

努めなければなりませ

税込価格を表示する

できるだけ

速

税げ 表示カルテル たとえば 技価格を並べて表示するこ 示すること、 込価格と消費税額を並べて後の価格の表示方法を、①たとえば、消費税率引き上 税」と表示する旨 抜価格を表示した上、 定 ②税込価格と 個 (表示の 4 の値 0) 決 決

老人ホームに入所していた場合の 小規模宅地等の特例の適用可否

居住用宅地等について小規模宅地等の特 例の適用を受けるには、相続開始の直前に おいて被相続人等が居住していたことが要 件とされています。この点、被相続人が居 住していた建物を離れて老人ホームに入所 したような場合には、それに伴い被相続人 の生活の拠点も移転したものと考えられま

ただし、被相続人が、老人ホームに入所 したため、相続開始の直前において、自字 を離れていた場合、次の状況が客観的に認 められるときには、被相続人が居住してい た建物の敷地は、相続開始の直前において もなお被相続人の居住用宅地等に該当する ものとして差し支えないものとされていま した。

(1) 被相続人の身体又は精神上の理由によ り介護を受ける必要があるため、老人ホ

認

められないことから

- ームへ入所することとなったものと認め られること。
- (2) 被相続人がいつでも生活できるようそ の建物の維持管理が行われていたこと。
- (3) 入所後あらたにその建物を他の者の居 住の用その他の用に供していた事実がな いこと。
- (4) その老人ホームは、被相続人が入所す るために被相続人又はその親族によって 所有権が取得され、あるいは終身利用権 が取得されたものでないこと。

上記の取り扱いによると、特別養護老人 ホームへの入居を希望しつつも入居できず に終身利用権を取得し有料老人ホームに入 居する場合には、上記(4)を満たさず、この 特例の適用を受けることができなくなると いった問題も指摘されていたことから、平 成25年度税制改正では、上記(2)と(4)の要 件が除かれています。

この改正は、平成26年1月1日以後の 相続または遺贈により取得する財産に係る 相続税から適用されます。

参加者に、関係を対象の 大会を 定例 こととして 加する会員から特別に 1) 団 者に負担させているもの大会に際して、その費用 体 費 開催 明白な対価関係があると 組合等が定例総会又は の会等 組合等が、 いる参加 するに当たって、 環とし 費の 費 費につい 7 自己のい 催 徴収する 費用 す総会 を 7 6 を

め

がが経参認理 宿泊 には原則 ます 宿 がかられている 7 泊し 費を別途 花希望 てが、 参加費と同様に質の中に含まれてられます。また、 として その るときは、 1) 受領して する 課税の 宿泊費を預 わ 参加会員 n ま 7 対象とな 7 い 寸 の処 る いる 宿 場 泊 1) 費理 金

従業員へ自社製品を値引販売 したとき

役員や従業員に対し自社製品等を値引販 売する場合、通常の販売価額と値引価額と の差額は経済的利益として課税されること になりますが、次の要件のいずれにも該当 する場合は、課税しなくて差し支えないこ ととされています。

- (1) 値引販売に係る価額が、使用者の取得 価額以上であり、かつ、通常他に販売す る価額に比し著しく低い価額(通常他に 販売する価額のおおむね70%未満)でな いこと。
- (2) 値引率が、役員や従業員の全部につき 一律に、又はこれらの者の地位、勤続年 数等に応じて全体として合理的なバラン スが保たれる範囲内の格差を設けて定め
- (3) 値引販売をする商品等の数量は、一般 の消費者が自己の家事のために通常消費 すると認められる程度のものであるこ と。

られていること。